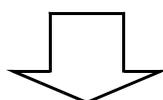


## 道路の移動円滑化基準の見直し（案）について

（歩道の有効幅員に関する部分）

**【現行】**

歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路については3.5m以上、歩行者の交通量が多くない道路については2m以上とする。

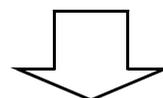
**【見直し案】**

歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路については3.5m以上、歩行者の交通量が多くない道路については2m以上とする。ただし、歩行者の交通量が多くない道路において、2mの確保が著しく困難な道路については、1.5m以上とすることができる。なお、その場合、車いす同士のすれ違いが可能な空間を確保できるよう配慮するものとする。

（歩道の設置に関する部分）

**【現行】**

特定経路を構成する道路には、歩道を設けるものとする。

**【見直し案】**

生活関連経路（旧特定経路）を構成する道路には、歩道を設けるものとする。ただし、歩道の設置が困難な道路については、高齢者・障害者等の通行の安全を確保するため、自動車を減速させるための措置を講ずるものとする。